

自然災害とお金の話

2026年8月3日

千葉県金融広報委員会

千葉県金融広報委員会は、金融庁所管の金融経済教育推進機構（J-FLEC）、千葉県庁、日本銀行、県内金融機関など各団体の皆様のご支援を得て活動しています。

本資料は、千葉県金融広報委員会が作成したものです。

本資料は、中立・公正な立場から金融リテラシー・マップに沿った金融経済教育を実施することを目的としており、特定の金融商品の勧誘を意図していません。

千葉県金融広報委員会は、インターネットを通じて提供されている情報を含め、信頼性が高いとみなされる情報等に基づいて本資料を作成しております。

しかしながら、当該情報が正確である事を保証するものではありません。

また、当該意見・見通しは、将来予告なしに変更される事があります。

本資料の無断転用・転載・使用を禁じます。

CONTENTS

- ① 主な日本の自然災害（平成元年以降）
- ② 主な被災者支援制度（私的な保険を除く）
- ③ 被災者支援シュミレーション（民間保険は除く）
- ④ 自然災害に備える保険
- ⑤ 災害関連消費者トラブル

① 主な日本の自然災害

(平成元年以降住宅半壊3,000棟以上)

①阪神・淡路大震災	（平成7年1月17日）	144,274 棟
②新潟県中越地震	（平成16年10月23日）	13,810 棟
③東日本大震災	（平成23年3月11日）	283,988 棟
④熊本地震	（平成28年4月14日、16日）	34,719 棟
⑤令和元年東日本台風（令和元年10月10～13日）		30,004 棟
⑥令和6年能登半島地震	（令和6年1月1日）	21,112 棟



住宅半壊
3,000棟以上は、
16件



① 阪神・淡路大震災

（平成7年1月17日）

144,274 棟

・最大震度7

西日本地域では未曾有の大災害。

国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。

災害救助法適用

特定非常
災害法適用

激甚災害指定

② 新潟県中越地震

（平成16年10月23日）

13,810 棟

家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、孤立地域、避難者が発生したほか、住宅、ライフライン、交通機関、農地等に多大な被害発生。

災害救助法適用

被災者生活
再建支援法適用特定非常
災害法適用

激甚災害指定

③東日本大震災

（平成23年3月11日）

283,988 棟

・最大震度 7

津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。

災害救助法適用

被災者生活
再建支援法適用特定非常
災害法適用

激甚災害指定

④熊本地震

（平成28年4月14日、16日）

34,719 棟

・平成28年4月14日 最大震度 7

・平成28年4月16日 最大震度 7

災害救助法適用

被災者生活
再建支援法適用特定非常
災害法適用大規模災害
復興法一部適用

激甚災害指定

⑤ 令和元年東日本台風（令和元年10月10～13日）

30,004 棟

12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。

災害救助法適用

被災者生活
再建支援法適用特定非常
災害法適用

激甚災害指定

⑥ 令和6年能登半島地震

（令和6年1月1日）

21,112 棟

・令和6年1月1日夕方、能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、北陸地方を中心に広い範囲にわたって甚大な被害に見舞われた。

（内閣府）

災害救助法適用

被災者生活
再建支援法適用

激甚災害指定

2 主な被災者支援制度 (私的な保険を除く)

【罹災（りさい）証明書】と【被災証明書】について

- ◆災害対策基本法に基づき、暴風、豪雨、地震等の自然災害（火災は除く）によって家屋等に被害があった場合、被災者支援措置制度を受ける際等に必要となる「り災証明書」または「被災証明書」が交付される

り災証明書

- 住宅が災害によってどの程度の被害を受けたのかを証明する書類
- 区町村へ申請
- 被災した住宅を調査 → 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの区分のいずれかに認定
- 支援を受けられるかは、認定された被害の程度によって変わる
- 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の場合：
「被災者生活再建支援制度」によって支援金が支給される

被災証明書

被災の事実を証明するもので、被害の程度を証明するものではない

1. 災害弔慰金（市町村）

- 生計維持者が死亡：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給
- その他の者が死亡：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給

2. 災害障害見舞金（市町村）

- 生計維持者重度の障害：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
- その他の者重度の障害：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給

3. 被災者生活再建支援制度（都道府県、市町村）

災害で家屋や家財に重大な被害を受けた世帯へ、被災者生活再建支援金を支給する。

○対象となる自然災害：1市町村で10世帯以上全壊した災害など

○被害程度は罹災証明書に記載

○店舗、空き家などは対象外

○基礎支援は災害発生日から13か月以内、加算支援は災害発生日から37か月以内

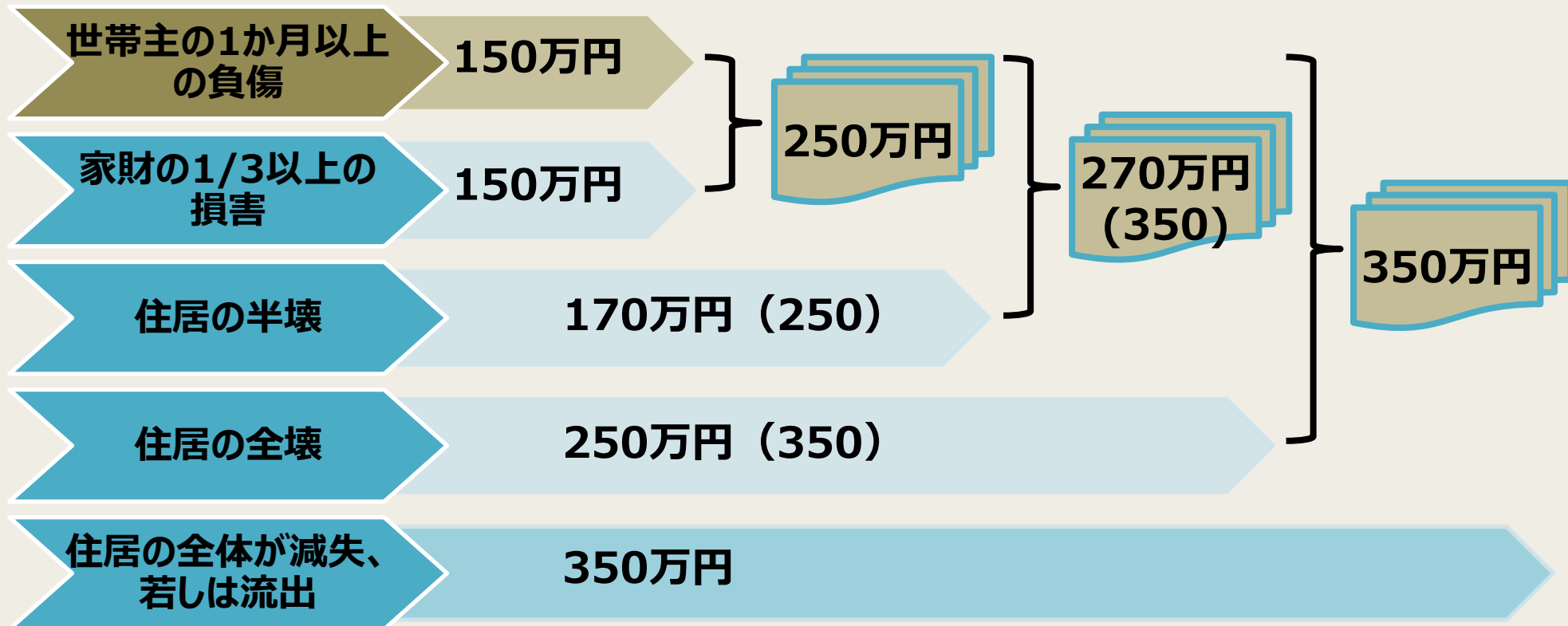
窓口：市町村

3. 被災者生活再建支援金（都道府県、市町村） 給付

	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金（住宅の再建方法）		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円

詳しくは自治体に確認すること

4. 災害救護資金の貸付（市町村） 貸付限度額 350万円



（注）被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

所得制限あり

貸付利率：年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）

据置期間：3年（特別の場合は5年）

償還期間：10年（据置期間を含む）

5. 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援（金融機関） 減免・猶予等

- ✓ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン、災害救助法等に基づき住宅ローン等借入がある個人や事業資金借入のある個人事業主が対象
- ✓ 破産手続等の法的手続によらず、債務免除・減額が可能
- ✓ 個人信用情報として登録されないため、その後の借入等に影響なし
- ✓ 国の補助により「（弁護士等）登録支援専門家」を無料で利用

6. 住宅復興住宅融資（住宅金融支援機構）

- ◆土地取得資金なし（建設）：融資限度4,500万円
- ◆土地取得資金あり（建設）又は購入：融資限度5,500万円
- ◆補修：2,500万円
- ◆返済期間35年（据置3年可能）

7. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）（都道府県）

- 居室・台所・トイレ等日常生活に必要最小限の応急修理を自治体が業者に委託
- 罹災証明書が必要
- 大規模半壊～半壊：1世帯修理限度額 70万6千円以内
- 準半壊（10%以上20%未満の損害）：同 34万3千円以内

その他制度については、「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府「防災情報のページ」）（令和7年6月1日現在）を参照。

3 被災者支援シュミレーション

（民間保険は除く）

<例 1> 震度7以上の直下型地震による被害について（対象）

住宅ローン残高（土地代含む）
1,000万円
（住宅金融支援機構と他銀行）

居住住宅の再構築価格
1,500万円

4人家族：夫(サラリーマン)、妻(専業主婦)、子供2人(高校生、中学生)
住居その他：2階建て一軒家、自家用車1台保有

教育ローン残高：100万円
（日本政策金融公庫）

市町村税総所得金額
600万円



震度7以上の
直下型地震



このシュミレーションは、「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府「防災情報のページ」）（令和7年6月1日現在）に基づき、参考事例として作成。詳しくは、同資料を参照。

<例 1> 震度7以上の直下型地震による被災状況

- ✓ 妻が死亡、夫は1カ月以上の負傷でない、子どもは無事
- ✓ 夫の勤務先は無事で、継続勤務可能
- ✓ 自宅が中規模半壊（損害割合30%台）
- ✓ 住宅は相当規模の補修が必要
- ✓ 家財被害は1/3以上で被害額200万円

居住する市町村に災害救助法適用

地方公共団体から「罹災証明書」受領

居住する市町村で10世帯以上の
住宅全壊被害



<例 1> 主な利用可能な支援制度 ①**災害弔慰金**

給付：最大支援可能金額250万円

災害障害見舞金

給付（生存者が重い障害でない場合は0）

災害援護資金

貸付：最大支援可能金額170万円

**被災者生活再建支援制度/
相当規模の補修**

給付：最大支援可能金額50万円

教科書等の無償供与

現物支給

地方税の特別措置

減免・猶予

公共料金等の特別措置

減免

ブルーシートの展張

現物支給

住宅の応急修理

現物支給

**市
町
村****都
道
府
県
市
町
村**

＜例 1＞ 主な利用可能な支援制度 ②

国の教育ローン

貸付

日本政策金融公庫

国税の特別措置

減免・猶予

税務署

医療保険等の減免措置等

減免・猶予

健康保険組合

NHK放送受信料の免除

減免

NHK

被災者（個人）の債務整理支援

減免・猶予

金融機関

法的トラブル等に関する情報提供

サービス

法テラス

悪徳業者等との消費者トラブル

サービス

消費生活センター等

災害復興住宅融資

貸付：最大支援可能金額2,500万円

住宅金融支援機構

住宅金融支援機構融資の
返済方法変更

減免・猶予

<例 2> 巨大台風の大規模洪水による床上浸水被害について（対象）

住宅ローン残高（土地代含む）
1,000万円
（地元信用金庫）

居住住宅の再構築価格
2,000万円

3人家族：夫婦（家族で個人商店経営）、子供1人（大学生）
住居その他：2階建て（1階は商店）、商用車1台

教育ローン残高：200万円
（地元信用金庫）

店舗併用住宅で住宅部分の床面積
全体の1/2以上



巨大台風の
大規模洪水



このシュミレーションは、「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府「防災情報のページ」）（令和7年6月1日現在）に基づき、参考事例として作成。詳しくは、同資料を参照。

<例 2> 巨大台風の大規模洪水による床上浸水被害

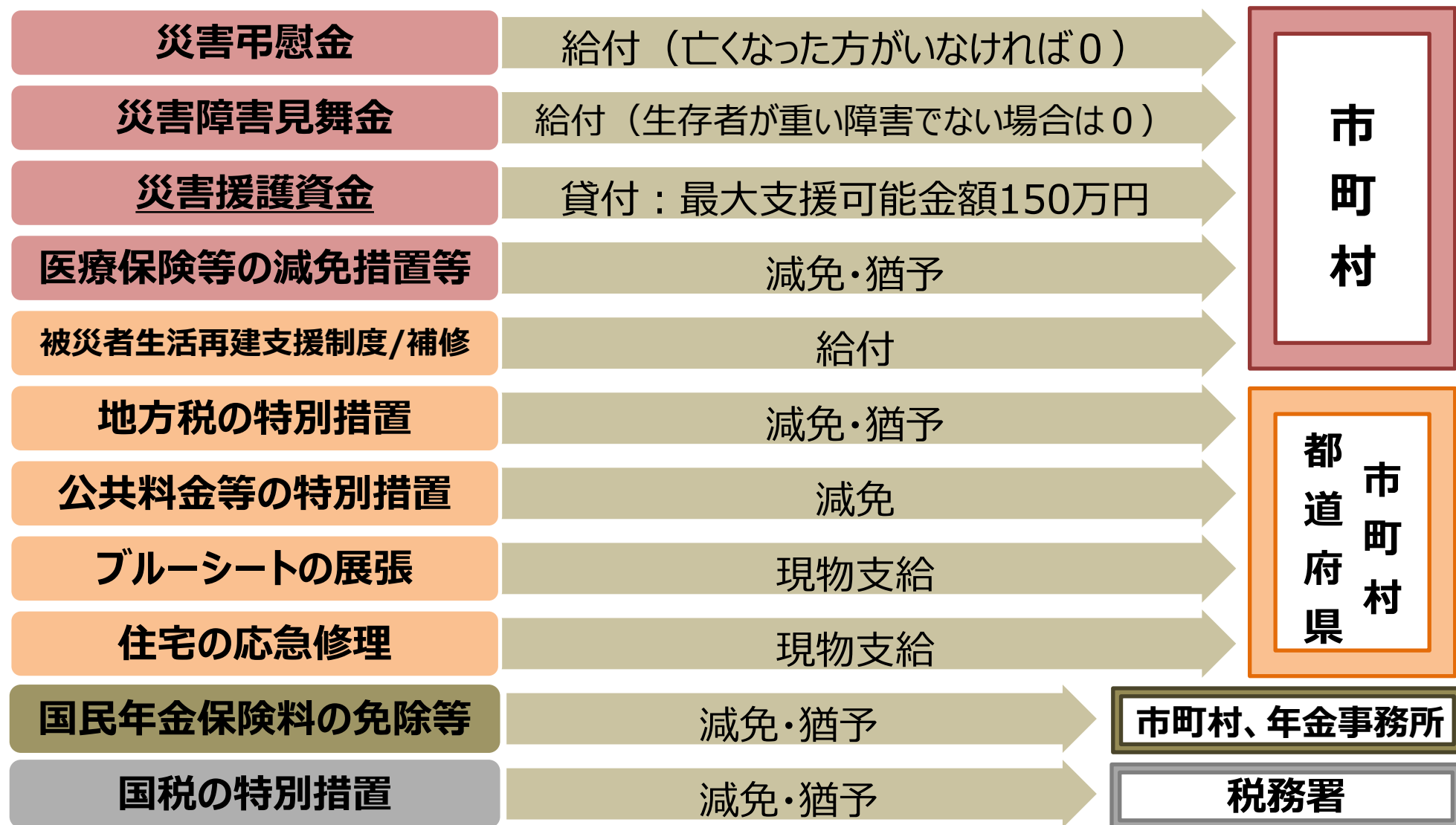
- ✓ 夫は1カ月以上の負傷でない、家族は無事
- ✓ 商店経営は当面継続不可能。
- ✓ 店舗併用住宅は補修が必要
- ✓ 自宅が準半壊（損害割合10%以上20%未満）
- ✓ 家財被害は1/3以上で被害額400万円

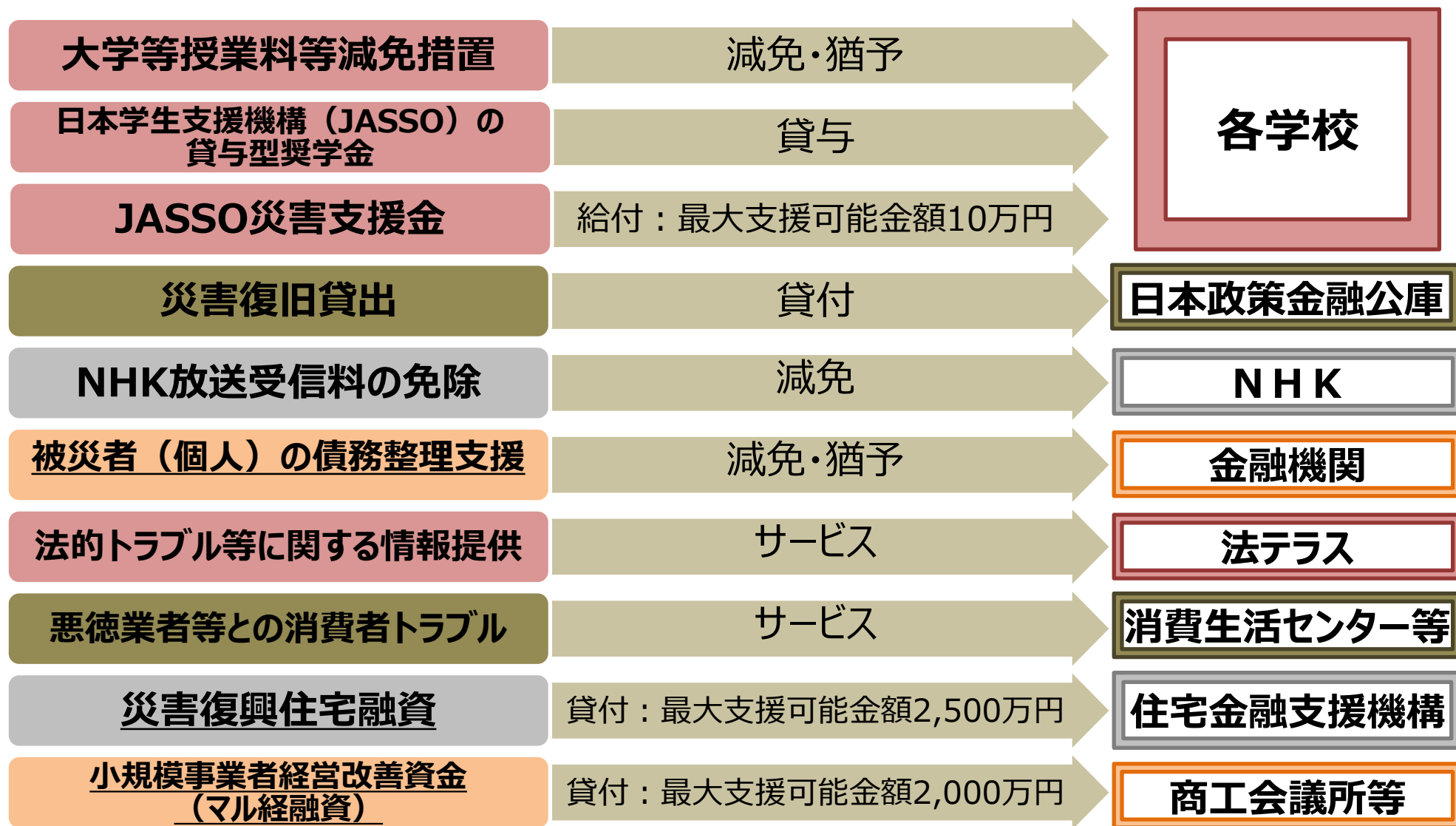
居住する市町村に災害救助法適用

地方公共団体から「罹災証明書」受領

居住する市町村で10世帯以上の
住宅全壊被害



<例 2> 主な利用可能な支援制度 ①

<例 2> 主な利用可能な支援制度 ②

4 自然災害に備える保険

1. 火災保険

- 火災保険は、火災により損害だけでなく、風災、水災などの自然災害や、盗難・偶然な破損事故などによる損害も補償する保険で、建物・家財別々に保険金額を設定して契約する。
- 火災保険を契約する場合、まず建物や家財を適正に評価し、その評価額をもとに保険金額（支払限度額）をいくらにするかを定める
- 設定した保険金額の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)が引かれて支払われる
- 免責金額（0円、5千円、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円など）

保険価額

- 保険の対象を金銭的に評価した金額のこと

保険金額

- 保険の対象に対して設定する契約金額のことで、保険会社が支払う支払限度額のこと

損害保険金

- 保険契約により補償される事故によって損害が発生した場合、保険会社から支払われる金銭のこと

2. 火災保険の補償内容

- 住宅物件の構造級別は、対象建物の柱の構造と耐火基準により、M構造、T構造、H構造に分類される。

住宅物件建物の構造級別の判定

 安い 保険料 高い	M構造	コンクリート造、れんが造などの共同住宅 耐火建築物等の共同住宅
	T構造	鉄骨造、準耐火建築物、省令準耐火建築物 (ツーバイフォー住宅) などの建物
	H構造	M構造およびT構造に該当しない建物

2. 火災保険の補償内容

<家財>

生活用動産、家具、家電、衣類、靴、寝具、食器、貴金属など

- ・保険の対象に含まれないもの：カード類、設備、什器、商品、製品、動物、植物、データ、ソフトウェアなど
- ・補償にならないもの：自動車、動物・植物、自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ等によっておきた損害

<家財の保険金額の目安>

- ✓ 建物と違い、保険金額の範囲を特に制限していない保険会社が多い
- ✓ 支払える保険料の予算に合わせて保険金額を決めることも可能
- ✓ 実態よりも多い保険金額を設定しても、保険料が無駄になってしまうので注意が必要

<家財の所有金額の目安（保険会社によって異なる）>

面積 区分	33㎡未満	33～66㎡未満	66～99㎡未満	99～132㎡未満	132㎡以上
持ち家	580万円	960万円	1,210万円	1,580万円	1,930万円
賃貸住宅	350万円	640万円	900万円	1,150万円	1,420万円

2. 火災保険の補償内容

建物・家財の主な補償

火災、落雷、破裂、爆発：火災保険の基本補償

風災、ひょう災、雪災：自然災害で被った損害を補償

水災：床上浸水、地盤面より45 c mを超える浸水など、支払対象となる損害には条件がある。

盗難：強盗や窃盗による損害を補償

水濡れなど：給排水設備の事故や他の戸室からの水漏れなど

不測かつ突発的な自己（破損、汚損など）：様々な予測不可能な事故に対する補償

3. 地震保険

- 地震保険は、法律（地震保険に関する法律）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度
- 民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために地震再保険特別会計において区分経理している
- 1回の地震等による保険金の**総支払限度額は12兆円**
- 総支払限度額は、これまでも関東大震災クラス的地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても対応可能な範囲

地震保険の対象

- 居住用の建物（マンション共用部分を含む）と家財
- 火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されない
- 地震保険は単独で加入はできず、火災保険にセットする必要がある

地震保険の契約

- 建物と家財のそれぞれで契約する

契約金額

- 火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で、建物は5,000万円、家財は1,000万円が契約の限度額になる

3. 地震保険

地震保険料：地域によって保険料は異なる(2022.10.1から)

基本料率(保険期間1年、保険金額1000万円につき) 単位：円

構造区分別			イ構造 〔主として鉄骨・コン クリート造建物等〕	ロ構造〔主として木造建物等〕	経過措置
等 地 別	1等地	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県	7,300円	11,200円	11,200円
	2等地	福島県	11,600円	19,500円	16,300円
		宮城県、山梨県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、宮崎県、沖縄県	11,600円	19,500円	19,500円
	3等地	茨城県、徳島県、高知県	23,000円	41,100円	29,700円
		埼玉県	26,500円	41,100円	34,300円
		千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	27,500円	41,100円	41,100円

(注1)基本料率の大幅な上昇を避けるため、引き上げ率に上限を設ける激変緩和措置が適用されている。このため、同じ等地であっても基本料率が異なる。

(注2)構造区分の判定基準の改定(2010年1月1日実施)前から継続している火災保険に付帯する地震保険のうち、判定基準の見直しに伴い、イ構造からロ構造に構造区分が変更となった契約については、経過措置を講じた基本料率とする。

4. 地震保険の補償内容（2017年1月1日以降の契約に適用）

支払われる保険金

損害の 程度	支払われる 保険金額	認定基準	
		建物	家財
全損	地震保険金額の 100% (時価額が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が 時価額の 50%以上	家財の損害額が 時価額の 80%以上
		焼失・流失した床が 延床面積の 70%以上	
大半損	地震保険金額の 60% (時価額の 60%が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が 時価額の 40%以上50%未満	家財の損害額が 時価額の 60%以上80%未満
		焼失・流失した床が 延床面積の 50%以上70%未満	
小半損	地震保険金額の 30% (時価額の 30%が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が 時価額の 20%以上40%未満	家財の損害額が 時価額の 30%以上60%未満
		焼失・流失した床が 延床面積の 20%以上50%未満	
一部損	地震保険金額の 5% (時価額の 5%が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が 時価額の 3%以上20%未満	家財の損害額が 時価額の 10%以上30%未満
		全損・大半損・小半損に至らない 建物が 床上浸水	

5. 地震保険の保険料控除

地震保険料控除

(1年間に支払った地震保険料)

所得税

5万円まで : 全額

5万円越の場合 : 一律5万円

住民税

5万円まで : 保険料の1/2

5万円越の場合 : 一律2.5万円



6. 地震保険の割引制度

「建築年割引」、「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」の4種類

割引の証明	保険料の割引率	
対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準」	耐震等級1	10%
に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断」による	耐震等級2	20%
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級3	30%
対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

5 災害に関連した消費者トラブル

自然災害が発生すると、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があり、特に被災地域では、多くの相談が消費生活センター等に寄せられています。

PIO-NET※1にみる自然災害に関連する相談件数、主な自然災害とその被災地域(2017～2021年度)※2

年度	相談件数	主な自然災害	主な被災地域
2017	2,694件	・九州北部豪雨 ・平成30年2月福井地方の豪雪	中部、九州
2018	7,536件	・大阪府北部地震 ・平成30年7月豪雨（西日本豪雨） ・台風21号,24号 ・北海道胆振東部地震	北海道、中部、近畿、中国、四国、沖縄
2019	7,519件	・令和元年8月の前線に伴う大雨 ・台風15号,19号	東北、関東甲信越
2020	5,384件	・令和2年7月豪雨 ・令和2年12月16日からの大雪（令和3年豪雪）	東北、甲信越、中部、九州
2021	4,236件	・令和3年7月1日からの大雨 ・令和3年8月の大雨	東北、関東、中部、中国、九州



※1 PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は2022年4月30日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

※2 引用元:独立行政法人国民生活センター公表データ

相談事例 I . 事業者からの不安をあおる勧誘

※参考：独立行政法人国民生活センター公表データ

【事例1】「すぐに直さなければ雨漏りする」と、執拗に工事を勧められた。



「すぐに直さなければ雨漏りする。天井にカビが生えていないか」と訪問してきた事業者には屋根工事を勧められた。台風で被害を受け、大規模修繕工事をしたばかりなので断ったところ、大声で暴言を吐かれた。当初営業員 1 人だったが、営業車の中から次々として出てきて、3 人の営業担当者から 2 時間以上、執拗な勧誘を受けて恐怖を感じた。

【事例2】不安をあおられて解体工事を契約したが、見積金額より高い工事費になった。



地震で自宅の外壁にひび割れが生じた。半壊の認定が出たので、事業者に見積もりを出してもらった。契約書を交わさず外壁補修工事が始まると、半壊認定されていなかった車庫に予想外のひびが入っている事がわかり、「今度、大きな地震が来ると車庫が倒れる可能性がある。車庫が倒れて人に怪我をさせたら、所有者の責任になる。」と不安をあおられ、解体工事を勧められ依頼したが、工事完了後、見積金額よりも50万円高い額を請求された。

トラブルにあわないためのアドバイス

- 不安をあおり契約を迫られても、すぐには契約せず、内容についてよく確認しましょう。

POINT

- 複数の事業者で比較検討し、**工事の必要性**や**工事費用の見積もり**が適正かどうか、慎重に検討しましょう。
- 不安をあおる勧誘を受けた時は、**事業者の話だけを信用しない**ように注意しましょう。自宅以外の損傷した箇所の写真を、さも自宅が損傷しているかのように見せ消費者の不安をあおるケースもありますので注意しましょう。
- 契約する際には、**工期や費用**をよく確認しましょう。キャンセル時に高額な違約金を請求されるケースもありますので注意しましょう。



相談事例Ⅱ．事業者からの「保険を使える」といった勧誘

※参考：独立行政法人国民生活センター公表データ

【事例1】事業者の見積もりが杜撰で少額の保険金しか提示されなかった。



事業者から電話があり、「大型台風や大雪被害で破損している箇所は火災保険で修繕できる。当社で保険申請のサポートが出来る」と勧誘され、無料修理できるなと思い、来訪を受けた。家をくまなく診断され、合計約260万円の見積書が完成した。しかし、事業者の指示に従い保険金の申請をし、保険会社から調査が入り実際に提示された額は14万円と、あまりにも見積もりとかけ離れていた。保険会社には「見積額には経年劣化の部分が多く、見積もりは信用性にかける」と言われた。

【事例2】保険で修理可能と言われたのに保険金が下りなかった。



家を建築した事業者から無料点検のお知らせが届き、点検を依頼した。後日の結果報告で修理の見積書を見せられ、「屋根、雨どいなどに台風被害があるので、火災保険で修理できる」と勧誘された。保険金が確実に下りることが分かってから決めたいと言ったが、「キャンペーンの有効期限がある」と3時間にわたり居座られ、判断力も低下して約300万円の契約をしてしまった。しかし、保険会社から連絡があり、老朽化による修理に該当するので保険金は下りないと言われた。

トラブルにあわない ためのアドバイス

- ・ **保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。**
そのため、「申請サポートをする」と勧誘をされてもすぐに契約しないようにしましょう。

POINT

- わからないことがあれば、**自分で加入先の保険会社や代理保険店に相談**しましょう。
- **経年劣化に伴う損害は保険対象外**なので注意しましょう。保険対象外と知りながら、自然災害の損傷であると申請するなど、うその理由で請求すると、刑事罰（詐欺罪）に問われる可能性があります。
- 「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、**見積もり通りに保険金の下りるとは限りません**ので注意しましょう。



クーリング・オフ制度とは？

訪問販売や電話勧誘販売で契約した後、**クーリング・オフ**ができる場合があります。

◆ 契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、**一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。**

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引	期間
○ 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む） ○ 電話勧誘販売 ○ 特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス） ○ 訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）	8日
○ 連鎖販売取引 ○ 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）	20日

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

望まない契約をしてしまった場合には、
速やかに書面またはメール等によりクーリング・オフを申し出ましょう。

消費者トラブル ひとりで悩まず
すぐ相談 消費者ホットライン

い や や
☎188

い や や
188 検索



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

 **消費者庁** Consumer Affairs Agency, Government of Japan

もしかして? 不安になったらすぐ電話!
いやや(188) 泣き寝入り!

「消費者ホットライン」188（局番なし）は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

- J-FLEC（ジェイフレック）は金融経済教育を推進するため、法律に基づいて『**2024年に設立された中立・公正な認可法人**』です。
- 幅広い年齢層に向けて、一人ひとりのニーズに応えた金融経済教育の機会を官民一体で届けています。

J-FLECについて

- 正式名称：金融経済教育推進機構

（英）J-FLEC: **J**apan **F**inancial **L**iteracy and **E**ducation **C**orporation

- 根拠法：金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
（2024年2月1日施行）

- 出資団体：政府、日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会





- J-FLECのホームページでは、皆さんの生活に役立つ、お金に関する様々な情報を掲載しています。

URL : <https://www.j-flec.go.jp/>

J-FLEC	検索
--------	----



- J-FLECでは、お金に関するアドバイスの価値や意義を知っていただくきっかけとするため、『**J-FLECはじめてのマネープラン**』として以下の事業を行っています。

詳しくは、J-FLECのホームページをご覧ください。

- ①対面・オンラインによる個別相談の無料体験
- ②無料の電話相談窓口（TEL：03-3231-1209）
- ③割引クーポンの配布（相談料が最大80%オフ）

